

資料3-25 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

(平成26年3月31日現在)

業種 特定事業場数	畜産農業	食品品製造業	繊維工業	木材・木製品製造業	紙加工品製造業 パルプ・紙・	化学工業	石油精製業	ゴム製品製造業	窯業	砕石・砂利採取業	鉄鋼業	金属機械製造業・ 金属等表面処理業
50m ³ /日 以上	1	60	5		3	17 (4)	1	7 (1)	17 (3)	4	1	56 (35)
50m ³ /日 未満	446	941	34	36		24 (6)		7	169 (7)	72	14	162 (29)
計	447	1,001	39	36	3	41 (10)	1	14 (1)	186 (10)	76	15	218 (64)

業種 特定事業場数	水道浄化施設	旅館業	飲食店業	洗濯業	新聞・印刷業・ 現像業・写真	病院	自動式車両洗浄施設	試験研究機関	ごみ焼却場	下水道処理施設 終末処理施設	その他	計
50m ³ /日 以上	7	112	44	11 (1)		11		7 (6)		506 (5)	10 (5)	880 (60)
50m ³ /日 未満	8	2472	123	479 (14)	265 (11)	8	791	62 (33)	25 (1)	557 (2)	35 (13)	6730 (116)
計	15	2,584	167	490 (15)	265 (11)	19	791	69 (39)	25 (1)	1,063 (7)	45 (18)	7,610 (176)

注1 () は内数で有害事業場分

注2 四日市市内事業場数を除く